

稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託実施要領

稲沢市（以下「本市」という。）では、稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、優先交渉者を選定するため、本要領に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

本市では、男女にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会に向けた意識の向上」、「あらゆる分野での男女共同参画の推進」、「男女共同参画の視点に立った環境の整備」、「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を目標に事業を推進しています。

事業の実施にあたり、魅力あるイベント等を実施するため、市民団体及びグループの企画力、運営力等を活かした企画提案を求め、優先交渉者を選定するために実施するプロポーザル方式に関して必要な事項を定めるものである。

2 受託業務の概要

(1) 件名

稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙1「稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託金上限額

金750,000円（消費税及び地方消費税等を含む）

(5) 契約方法

契約の締結は、プロポーザル方式で選定された優先交渉者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。

3 プロポーザル方式の参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、5人以上で組織する市民団体及びグループとする。

- (1) 稲沢市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員が経営や運営に関与しないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 選定のスケジュール

本業務は以下の日程にて、優先交渉権者の決定、契約の締結の予定です。

項目	日程
(1) 参加登録申込	令和8年4月7日（火）午前9時～ 令和8年4月24日（金）午後5時
(2) 質問の受付	令和8年4月7日（火）午前9時～ 令和8年4月24日（金）午後5時
(3) 質問に対する回答	令和8年4月28日（火）（予定）
(4) 企画提案書類の受付	令和8年5月7日（木）午前9時～ 令和8年5月18日（月）午後5時
(5) プレゼンテーション審査	令和8年5月29日（金）（予定）
(6) 優先交渉権者の決定通知	令和8年6月1日（月）（予定）
(7) 契約締結	令和8年6月上旬（予定）

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

5 参加登録申込

企画提案種類の提出を希望される応募者は、必ず以下のとおり参加登録申込みを行ってください。

【受付期間】

令和8年4月7日（火）午前9時から令和8年4月24日（金）
午後5時まで

【提出方法】

参加登録申込書（様式第1）を電子メール又は稲沢市市民福祉部地域協働課（稲沢市役所本庁舎1階）（以下「地域協働課」という。）へ提出してください。メールの場合の件名は「参加登録申込（市民団体等名）」とし

てください。

【提出先】

chiik@city.inazawa.aichi.jp 又は、地域協働課へ提出してください。

【その他留意事項】

参加登録を行ったにもかかわらず、企画提案書類を提出しなかった場合は、審査を辞退したものとみなし、審査結果の通知を行いません。

6 質問の受付

企画提案書類提出にあたっての質問は、質問書（様式第2）により、電子メール又は地域協働課へ提出してください。郵送及び電話などの方法による質問は受け付けません。

【受付期間】

令和8年4月7日（火）午前9時から令和8年4月24日（金）
午後5時まで

【提出方法】

メールの場合の件名は「【質問】（市民団体等名）」としてください。なお、質問がない場合、「【質問なし】（市民団体等名）」と明記して提出してください。もしくは、地域協働課へ提出してください。

【提出先】

chiik@city.inazawa.aichi.jp 又は、地域協働課へ提出してください。

【その他留意事項】

質問の提出は1者につき1度のみとし、追加提出等は認めません。

7 質問に対する回答

回答は、全応募者の全質問をまとめた上で、全応募者に対し一括して行います。

【回答予定日】

令和8年4月28日（火）（予定）

【その他留意事項】

本市からの回答を受信したら、稲沢市市民福祉部地域協働課まで、受信確認した旨の電話をしてください。（電話番号 0587-32-1146）

8 企画提案書類の受付

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案申請書（様式第3）
 - イ 企画提案書
 - （ア）事業計画書（様式第4）
 - （イ）事業スケジュール（様式第5）
 - （イ）事業見積書（様式第6）
 - ウ 市民団体及びグループ（様式は自由です。）
 - （ア）活動内容（規約等）
 - （イ）名簿
- (2) 提出部数
 - 1部
- (3) 提出期間
 - 令和8年5月7日（木）午前9時から令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
 - 企画提案申請書類の一式を、地域協働課へ持参してください。

9 審査及び選定方法

企画提案の審査は、本市が設置する審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点の者を第1優先交渉権者とし、時点の者を第2優先交渉権者とする。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定する。

(1) 審査方法

- ①企画提案書等の提出書類に基づく書類審査及びプレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションの実施日時及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで連絡する。
- ③プレゼンテーションの出席者は、1参加者につき3名以内とする。
- ④プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分の計30分とする。
- ⑤企画提案書等はプロジェクタを使用して投影することが可能。利用を希望する場合は企画提案書類提出時に申し出ること。
- ⑥審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。

(2) 審査実施日

令和 8 年 5 月 29 日（金）（予定）

場所・日時については、令和 8 年 5 月 19 日（火）までに電子メールで通知する。

（3）選定方法等

- ① 審査基準は、別表「評価項目及び評価基準」のとおり
- ② 審査は、「評価項目及び評価基準」を総合的に勘案し、評価（採点）する。
- ③ 評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。参加事業者が 1 者の場合は、全審査委員の合計得点の平均が 6 割以上である場合に選定するものとする。
- ④ 評価点が同一の場合には、提出された見積金額が低い参加者を上位とする。

（4）審査結果の通知・公表

- ① 審査結果は参加者に対し、令和 8 年 6 月 1 日（月）（予定）に文書で通知する。
併せて、優先交渉権者を市公式ウェブサイトにおいて公表する。
- ② 審査結果に対する一切の問合せ及び異議には応じない。

10 契約締結

- （1）本市は、選定された優先交渉者と企画提案書等に基づき、仕様書を作成し委託契約を締結する。
- （2）契約金額は、提案された見積金額を基本として委託金上限額の範囲内で協議したうえで、新たに徴収した見積書の金額とする。
- （3）本業務における契約において、優先交渉者との協議が不調となった場合又は優先交渉者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点優先交渉者が交渉権者となり、協議を行うものとする。

ア 「3 プロポーザル方式の参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。

イ 提案内容が無効となったとき。

ウ その他、事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。

- （4）契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、受託者を変更することができるものとする。

- ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
 - イ 受託者に重大な瑕疵がある場合
 - ウ 本業務遂行の意思が認められない場合
 - エ 業務遂行能力がないと認められた場合
 - オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合
- (5) すべての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- イ 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる

1 2 その他

- (1) 本業務に関する選定委員、本市職員その他関係者に対して、本業務提案についての個別接触は禁止とする。
- (2) 提案は、1 団体について1 件とする。
- (3) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加希望者に負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、参加希望者に帰属するものとする。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加希望者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加希望者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は受託者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本市情報公開条例に定める非公表情報を除き、公開の対象となる。

- (9) 書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに地域協働課（0587-32-1146）に電話連絡し、令和8年5月25日（月）午後5時までに辞退届（様式第7）を提出する。

1.3 担当窓口

稲沢市市民福祉部地域協働課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1 稲沢市役所本庁舎1階

電話 0587-32-1146（直通）（月～金曜日午前9時～午後5時）

電子メール chiik@city.inazawa.aichi.jp

【別表】 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
理解	◆企画提案書は本事業の趣旨に沿っているか。	10
取組体制	◆業務遂行過程で 地域協働 課担当職員との協議打ち合わせに応じる体制ができているか。 ◆市民団体活動及びグループ活動は適切であるか。	20
参加者募集	◆募集方法について効果的な工夫はされているか。	10
実施内容	◆提案されたイベントの内容は具体的で明確であるか。 ◆参加者が興味を持つイベント内容か。 ◆稲沢市の地域資源を活用し、稲沢市の魅力を感じられる内容となっているか。 ◆天候不良など不慮の事案に対応できるプログラムとなっているか。 ◆参加者を集めやすい時期、時間であるか。	50
費用の妥当性	◆費用積算の単価、根拠等は妥当であるか。	10
合計		100